

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問 日：令和4年5月20日（諮問（情）第12号）

答申 日：令和4年9月29日（答申（情）第10号）

## 答 申 書

### 第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和3年7月7日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求書に添付されている、令和3年6月1日・2日付けで起案及び決裁を行った文書（以下「当該決裁書」という。）に対する対応が分かる書類について、対象公文書を「現場確認報告書（田辺市本宮町湯峰字温水108番地湯の峰温泉公衆浴場跡地令和3年6月28日及び29日実施分）」と特定し、全部開示決定を行った。併せて当該決裁書に対する指示書について、「作成又は取得していないため」との理由で公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年8月4日付け循第06140001号の3で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和3年8月6日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨  
審査請求人の必要とする情報の開示を求める。

## 2 審査請求の理由

本件開示請求は、当該決裁書文中における、「コン殻の撤去改善指導を行うこととしてよろしいか。」に対する指示内容が分かるものである。指示の回答としては、撤去改善指導をするかしないかのどちらかである。上司が無視し回答しなかったという事か。ない訳がない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が審査請求に対する弁明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 県では一般に「りん議制度」による意思決定を行っている。「りん議制度」とは事案についての決定権のない職員が作成した決定案（処理案）を上司に回議し、決裁責任者が決裁することによって、組織としての意思決定を行うものである。当該制度は、最終判断を決裁責任者にゆだねながら、そこに至る過程で、調整、審査等を行い、組織として統一的な意思を決定しようとするものである。
- (2) したがって、当該決裁書により意思決定とともに指示がされたため、別途指示文書は存在しない。

## 第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

### 2 本件処分の妥当性について

審査請求人は、本件処分に対して、当該決裁書における文中の「コン殻の撤去改善指導を行うこととしてよろしいか。」に対する循環型社会推進課廃棄物指導室の上司の指示内容が記載された公文書があるはずだと主張している。

この点について実施機関は、県では、事案についての決定権のない職員が作成した案を上司に回議し、上司である決裁権者がこれを決裁することにより組織としての意思決定（「りん議制度」による意思決定）を行っており、当該決裁書においては、意思決定とともに指示がなされており、別途指示文書は存在しない旨説明する。

県における意思決定について、実施機関が説明するところの「りん議制度」が採用されていることは、当審議会においてもこれを容易に認定することができ、当該決裁書は、「りん議制度」により県としての意思決定がなされているものと認められる。そうすると、当該決裁書以外に上司の指示内容が記載された公文書は存在しないという実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

以上から、実施機関が非開示決定を行った本件処分は妥当である。

### 3 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和4年5月20日	○諮問（実施機関）
令和4年6月28日	○審議
令和4年8月23日	○審議
令和4年9月26日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和3年7月7日	<p>添付書面令和3年6月1日・2日付け起案・決裁書に対する指示書及び対応が分かる情報</p> <p>&lt;添付書面&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和3年6月1日起案文書（循環型社会推進課）</li><li>・決裁文内容</li></ul> <p>田辺市本宮町湯峰地内湯の峰温泉公衆浴場の跡地に関する通報について、田辺保健所が現場確認を行い、別添のとおり報告がありました。</p> <p>内容を確認したところ、一部が分別不十分でコン殻が残っているようですので、発注者（田辺市）に対して保健所から聞き取りを行い、それ以外の廃棄物が適正に処理されたことの確認及び残っているコン殻の撤去改善指導を行うこととしてよろしいか。</p>